

古川小学校入学式

4月11日(火)古川小学校で、14名の元気な新入生を迎える入学式が行われました。今年3年ぶりに、在校生代表として6年生が式に参列しました。名札をつけてあげたり、入場の補助をしたり、校歌の紹介をしてくれたりしました。

入学してきた1年生もお世話する6年生もうれしそうな笑顔が印象的でした。



日源上人顕彰祭

4月13日(木)溝口南の福王寺において、手すき和紙の紙祖である「日源上人顕彰祭」が行われました。青空の下、銅像の前で法要が始まりました。古川小学校の5年生が「日源上人をたたえる歌」を披露し偲びました。福王寺ご住職の読経があり、西田市長をはじめ来賓者が遺徳を称え供養しました。



古川校区コミュニティ協議会



【令和5年5月1日発行】

～ふれ愛・ささえ愛・たすけ愛あふれるまち、古川～
発行責任者：服部喜代次

事務所開所日

2023年5月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2023年6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

行事予定 (5月1日~5月31日)

5月 1日	月	第153号「和っしょい古川」発行
5月 6日	土	民生委員・児童委員会
5月 8日	月	第2回役員会
5月 10日	水	桑鶴デイサービス
5月 12日	金	新溝デイサービス・久恵デイサービス 地域支援員連絡会議
5月 13日	土	令和5年度古川コミュニティ協議会総会
5月 14日	日	筑後市一斉川と水を守る運動
5月 16日	火	北長田デイサービス
5月 17日	水	町デイサービス・南デイサービス
5月 25日	木	第154号広報委員会
5月 26日	金	鶴田デイサービス・新溝デイサービス
5月 27日	土	古川小学校運動会

各行事予定につきましては、コロナ感染拡大予防の為、中止されるところも有りますので関係者へご確認ください。

～事務所開所時間～

■ はお休みです。開所時間 9:00~17:00
※火曜日、日曜日、祝日はお休みです。
*コミュニティ協議会へのご意見、ご要望をお待ちしています。
*問い合わせ先 ☎53-7588 古川校区コミュニティ協議会まで
✉ : furukawa-kouku@outlook.jp

令和5年度古川校区コミュニティ協議会総会のご案内

古川校区コミュニティ協議会の運営に多大なご協力とご理解を賜り心より感謝致します。下記により総会を行いますので、万障繰り合わせの上出席いただきますようお願い申し上げます。なお関係者には案内状を送付致しています。

記

1. 日 時：令和5年5月13日(土) 19:00~
2. 場 所：古川小学校 体育館

古川校区コミュニティ協議会 会長：服部喜代次

※お問い合わせ先 古川校区コミュニティ協議会 ☎0942-53-7588

第12回 なぜ今コミュニティバスなのか？

古川コミュニティバス運営協議会会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則は、筑後市（以下、「市」という。）が実施する地域住民の移動手段の確保と地域の活性化を図ることを目的としたコミュニティバスに関する事業を受けて、古川校区でコミュニティバスの運行を行う古川コミュニティバス運営協議会（以下、「協議会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、筑後市大字久恵1230番地4に置く。

（事業）

第3条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) コミュニティバスの運行に関すること
- (2) コミュニティバスの運行に必要な調査及び研究に関すること
- (3) その他会長が必要と認める事項

（組織）

第4条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 古川コミュニティ協議会（以下、「コミュニティ協議会」という。）役員
 - (2) 民生委員・児童委員
 - (3) 古川校区福祉会代表
 - (4) その他協議会会長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監事 2名
- 2 会長及び副会長は、委員の中から互選によって選出する。
 - 3 事務局長、会計及び監事は、委員の中から会長が指名する。

（事務局員）

第6条 協議会事務局長の下に事務局員を置き、市が配置するコミュニティ協議会職員をもって充てる。

（役員の仕事）

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局長は、協議会の事務全般を処理し、事務を総括する。
- 4 会計は、事務局長の指示のもと協議会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

（会議）

第8条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見等を徴取することができる。

（経費）

第9条 協議会の運営及びコミュニティバスの運行に要する経費は、行政区等負担金、市委託金、寄付金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第10条 協議会の会計に関する事項は、会長の承認を受けるものとする。

2 協議会の予算編成、決算に関する事項は、事務局長が調製し、協議会の承認を得るものとする。
なお、事務局長は、決算の承認を得るにあつては、監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 その他必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

第11条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって決算し、残余財産は協議会の責任において清算する。

（委任）

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

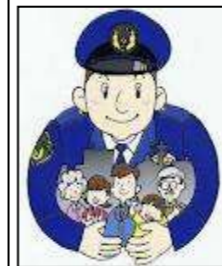
附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

古川駐在所に「横山亮太」様が赴任

“古川校区のみなさん初めまして、”

4月1日(土)から古川駐在所に赴任して参りました。



横山亮太(よこやまりょうた)と言います。年齢は28歳で、出身地は長崎県佐世保市です。前任地は福岡県警本部捜査第二課という部署で、主に偽電話詐欺事件の捜査をしていました。

これから古川駐在所の「駐在さん」として、地域の安心・安全のため全力で頑張りたいと思っていますので、よろしくお願いします。



福岡県筑後警察署

地域課古川駐在所 ☎0942-52-0110

(番号が変わりました。筑後署呼び出しとなります。)